

令和4年3月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和4年3月29日(火) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	平田教育長、廣田委員、小松委員、黒田委員、森委員(オンライン)、伊東委員(オンライン)
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、松山県立学校改革推進室長、日高教育環境整備課長、上原教職員課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、宮崎特別支援教育課長、安永児童生徒支援課長、山崎生涯学習課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、田川高校教育課人事管理監
開 会	(平田教育長) それではただいまから、3月定例会を開会いたします。なお、本日は、伊東委員が、途中でオンライン参加する旨、連絡をいただいておりますので、御了承願います。
署名委員指名	本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は、廣田委員、小松委員の両委員にお願いをいたします。
前回議事録承認	次に、3月臨時会の議事録は各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり (平田教育長) 御異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは、各委員、御署名をお願いします。 本日提案されている議題等のうち、冊子2、3につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり (平田教育長) 御異議ないので、そのように進めていきます。
教育長報告	まず、私の方から1点、御報告をいたします。教育長報告資料を御

参照ください。「長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」で、臨時代理により処理しました「3月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の意見について」であります。

3月14日に開会された令和4年3月定例会に上程された議案の中の、教育委員会関係の議案については、お配りしております教育長報告資料2ページにありますとおり、3月2日付けで、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料1ページのとおり臨時代理により、特に意見はない旨回答をいたしました。

なお、議案の内容については、この後、総務課長から説明いたします。以上で私からの報告を終わります。

(桑宮総務課長)

令和4年3月定例県議会における議案について御説明いたします。「教育長報告資料」の1ページを御覧ください。

3月定例県議会における教育委員会関係の議案は、予算議案として、令和4年度長崎県一般会計予算、令和3年度3月補正予算の2件、そして条例議案3件であります。各議案の概要につきまして、御説明いたします。

3ページから4ページにかけて、各課の予算一覧をお示ししてまいります。令和4年度は知事選挙と予算編成時期の関係もあり骨格予算となっております。予算額は4ページの一番下の「計」のとおり令和4年度当初予算は、1,299億4,565万5千円であり、令和3年度当初予算と比較しますと、27億80万円の減となります。主な理由としましては、骨格予算に伴う政策的新規事業の見送り及び教職員給与費の減であります。なお、10月及び11月定例教育委員会にて、御協議いただきました新規・拡充事業については、6月議会で予算計上予定であります。

5ページを御覧ください。これは、給与費その他行政経費の執行状況に応じた調整をするもので、全体で20億8,695万6千円の減額をしております。

次に、条例議案について御説明いたします。6ページから8ページを御覧ください。

第23号議案は、県人事委員会による令和3年10月7日付けの「職員の給与等に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正しようとするものであります。改正内容といたしましては、令和4年度以降の期末手当支給月数を0.15月分引き下げるとともに、令和3年度の引き下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当

から減額し調整を行うものであります。

9ページを御覧ください。第24号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、第23号議案と同様に「職員の給与等に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等について所要の改正をしようとするものであります。改正内容は記載のとおりです。

10ページを御覧ください。第33号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであり、令和4年度の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計の教職員定数は、令和3年度から46人増の13,167人となります。

11ページを御覧ください。こちらは議案ではありませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止となった「キャリア教育セミナー」の講師の航空券キャンセル料を損害賠償金として支払ったことを、議会に報告しておりますので、お知らせいたします。

以上で、令和4年3月定例県議会における議案についての説明を終わります。

(平田教育長)

ただいまの説明について、御質問等はございませんか。

----- な し -----

特にないようですので、定例教育委員会の冊子1について審議いたします。

冊 子 1
第 4 0 号 議 案

まず、第40号議案について、提案理由を説明願います。

(松山県立学校改革推進室長)

第40号議案、「長崎県立学校管理規則」の一部改正について、御説明いたします。冊子1の1ページを御覧ください。

提案理由は、令和2年度に募集停止とした、島原農業高校「農業科学科、園芸科学科、食品科学科、生活福祉科」の生徒が今年度で卒業したことに伴い、学科を廃止するための改正を行おうとするものであります。以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

(平田教育長)

これより、第40号議案について質疑討論を行います。御質問、御意見等はございませんか。

----- な し -----

(平田教育長)

特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。
第40号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(平田教育長)

御異議ないものと認めます。

可 決 よって、第40号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

第41号議案 続いて、第41号議案について、提案理由を説明願います。

(草野学芸文化課長)

冊子1の3ページを御覧ください。【第41号議案】「文化財の県指定等について」御審議をお願いします。

今回審議をお願いするのは、有形文化財（建造物）の「樋口橋」、有形文化財（美術工芸品）「紙本著色 永覚元賢像」、同じく「老岐安国寺の中世文書」の計3件の新たな文化財の県指定と、安国寺の中世文書指定に伴い過去の指定の名称及び員数の変更をしようとするものがあります。

本日配布しておりますパワーポイントのスライド資料に沿って、御説明しますので、そちらを御覧ください。2ページをお願いします。

「樋口橋」は、佐々川中流域の佐世保市吉井町の中心地に大正11年（1922）に架設した石造二連アーチ橋です。橋長36.0m、幅員6.3mであり、長崎県内の石造二連アーチ橋として諫早市の国指定重要文化財「眼鏡橋」に次ぐ規模を誇っております。本県における石造アーチ橋の架設技術の発展と地方道路が近代化する過程を示す土木構造物として重要であり、技術力、デザイン性からみても貴重であります。3ページをお願いします。石材表面の仕上げは、石橋を構成

する輪石や壁石、護岸石垣など、全ての石材において、コの字や横L字に加工されており、デザイン性が高く、重厚な美しさを有しています。4ページをお願いします。昭和42年、豪雨災害時と現在の写真です。大きな災害にあいながらも架設当時の姿を維持し、堅固な車道として地域の生活を支えています。また、車道を備えた県内唯一の石造二連アーチ橋となっております。次の案件です。5ページをお願いします。

「紙本着色 永覚元賢像」です。長崎市寺町の曹洞宗・皓台寺に伝わる、中国の永覚元賢という曹洞宗の僧の肖像画です。延宝5年（1677）に皓台寺で大仏を建立します。その話は中国の為霖道霈という僧に伝わり、道霈の師である永覚元賢の肖像画が皓台寺に贈られました。中国から日本へもたらされた経緯が分かる絵画の数少ない事例の一つです。また、江戸時代の中国文化の受容のあり方として、隠元和尚に代表される黄檗文化の流入が知られていますが、曹洞宗においても日中交流が行われていたことを示す資料として貴重であります。6ページをお願いします。「永覚元賢像」全体と顔を拡大したものになります。作者は不明ですが、顔の描画技法は中国・明代の肖像画にみられるものであることから、制作時期は17世紀半ばと考えられています。次の案件です。7ページをお願いします。「壱岐安国寺の中世文書」です。壱岐市芦辺町の安国寺は、室町幕府の初代将軍・足利尊氏が全国に建てさせた寺のうち、県内で唯一残る寺となります。安国寺には、室町時代から戦国時代までの中世文書11点が伝来しています。壱岐の安国寺や松浦党の様子を伝え、中世文書がほとんど残っていない壱岐の歴史を知る貴重な資料として学術的価値が高いものとなります。8ページをお願いします。足利義満が発給した古文書3点です。花王から足利義満だとわかるそうです。9ページをお願いします。無隠元晦という安国寺の初代住職に関連する古文書2点です。10ページをお願いします。古代から中世にかけて肥前松浦地方で活動していた松浦党という武士集団の古文書6点からなります。寄進状や安堵状になります。11ページをお願いします。「県指定文化財の指定名称及び員数の変更」についてです。先ほど御説明しました「壱岐安国寺の中世文書」の指定に伴い、昭和50年に既に指定されていた安国寺什物（10点）について、指定名称及び員数の変更を行うものです。

質 疑	<p>12ページをお願いします。安国寺什物<small>あんこくじじゅうもつ</small>は、絵画5点、仏具2点、古文書3点、の計10点からなりますが、このうち古文書3点について、古文書学的価値づけを行い、「壱岐安国寺の中世文書」として指定しましたので、指定名称を「安国寺什物」から「壱岐安国寺の仏画及び仏具」に名称を改め、員数を10点から7点に変更するものです。</p> <p>以上、新たに県指定3件並びに県指定文化財の指定名称及び員数の変更1件について、先日開催した長崎県文化財保護審議会からも、答申をいただいておりますので、長崎県指定文化財としてふさわしいと考えておりますので、指定いただきますよう、よろしく申し上げます。以上で私の説明を終わります。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>これより、第41号議案について質疑討論を行います。御質問、御意見等はございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>指定そのものについて異議はないのですが、1番目の「樋口橋」というのは、石橋でありながら、堅固な車道として地域の生活を支えている。例えば、長崎市の眼鏡橋とか諫早市の眼鏡橋は、人が通るくらいで、車は通らないと思うのですよね。車道を県の文化財に指定して、どうなるのかなど。私が住んでいる近くに矢上橋があるのですが、改修工事が入って、コンクリートの橋なのですが、1年間も一方通行になってしまうのですね。石橋を作って、改修をしたときに、文化財に指定したら、費用の面とかどうなるのか、素朴な疑問ですけれども。</p> <p>(草野学芸文化課長)</p> <p>「樋口橋」のアスファルト部分、欄干の部分は指定外となっております。アスファルト等の補修は日頃のメンテナンスということで、維持管理については特に届けの必要はありません。ただ、橋の本体にかかる構造部分の改修の場合には、文化財の保存に影響を及ぼす行為ですので、修理及び現状変更の許可が必要となってまいります。例えば、西海橋は、国の指定文化財になっているのですが、同様に、メンテナンス部分については届けの必要はなく、大幅な改修をするときは許可を受けて修理をします。国の指定については国が2分の1の補助を、県指定の文化財については、県が2分の1の補助をするということになります。</p>
--------	--

(廣田委員)

この「樋口橋」の場合には、過去に水害に遭ったと書いていますが、大幅に修復したことはなかったのですか。

(草野学芸文化課長)

昭和42年の豪雨災害の後、交通量が増加したということで、横に人道橋という歩道を付けております。その部分は今回、文化財の指定範囲には入れておりません。本体部分が文化財の指定となっております。

(黒田委員)

7ページの聖福寺住職任命書とありますが、この聖福寺はどこにあるのですか。

(草野学芸文化課長)

聖福寺は博多の聖福寺になります。

(黒田委員)

それが壱岐にあったということは、この壱岐の安国寺は、それくらい位が高かったようですね。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

----- な し -----

(平田教育長)

特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。

第41号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(平田教育長)

御異議ないものと認めます。

よって、第41号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

可

決

報告（１）

続いて、報告事項に入ります。報告事項（１）について、説明をお願いします。

（桑宮総務課長）

冊子１の９ページをお開きください。「県立学校情報セキュリティポリシーの改正について」でございます。まず、１番の県立学校情報セキュリティポリシーですが、学校の情報資産を守るために、県立学校の全教職員が遵守すべき共通ルールであり、ポリシーの基本理念である基本方針とセキュリティ対策の具体的な基準を示した対策基準で構成をしております。改正の理由につきましては、現行のポリシーは、平成２１年４月に施行後、６度の一部改正を経ていますが、国の「GIGAスクール構想の推進」を受けて、県立学校内に「新教育用高速無線LANの構築」及び教員・児童生徒への「一人一台端末の整備」に伴い、劇的に変化していく教育環境に対応するために、今回、抜本的な改正を行ったものです。

改正のポイントは二つです。一つ目は、新たに整備された一人一台端末の利活用促進です。教員と児童生徒へ一人一台端末を整備し、家庭学習へのサポートの充実や教室内に制約されない教育活動などが可能となるよう、関係規定の改正をしたものです。二つ目は、教育活動においても重要なツールとなる、クラウドサービスの利用です。クラウドサービスについてはセキュリティ上の様々な制約がありますが、一つ目のポイントの考え方を踏まえて、利用時の手続きを再整理したものです。

学校への周知等については、新たな試みとして、セキュリティポリシーを構成する、基本方針と対策基準を１冊にまとめ、Q&Aや図表により解説した手引書：セキュリティマニュアルを作成し、改正版のポリシーと併せて、３月１６日に学校へ通知しております。また、新年度当初には研修動画を配信する予定です。説明は以上です。

（平田教育長）

ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

（廣田委員）

改正のポイントですが、何を改正したのか全然わからなくてですね。情報資産について再整理、あるいはクラウドサービスについても申請手続きについて再整理と書いてあって、何をどうしたのかよくわからない。私自身がこのセキュリティポリシーがあるということを知らなかったものですから、その辺をちょっと教えてください。

質 疑

(桑宮総務課長)

先ほどの説明に補足して御説明いたしますが、1番に基本方針と対策基準という2つの項目がございます。基本方針については、公表いたしておりますが、対策基準の方は具体的な内容を定めているものにつきましても、セキュリティ対策上、非公開としておりますので、少し説明が抽象的になりますが、回答させていただきます。

まず、(1)の情報資産の再整理のところではありますが、情報資産というのは、組織が取得した情報であります。これについて、例えば、学校のパンフレットですとか、一般的に公開されているもの、それから、個人情報等の関係で公開されていないものもございます。今回、一人一台端末が整備されまして、それらのデータを使う場所が学校内外に及ぶ、そして、データを作成する場合においても、生徒・教員になりますので、どういうデータを持ち出せるのか持ち出せないのかということ、パソコンの使用実態に合わせて再整理をしたものです。

それから(2)のクラウドサービスにつきましては、今までは教育委員会の中の、閉じたネットワークの中でのデータのやり取りであったわけですが、クラウドサービスということで、外部のサーバに接続してサービスの提供を受けるので、そのなかで、色々なセキュリティ対策の状況等を踏まえて申請を簡素化するものしないもの等の整理を行うということになります。

(廣田委員)

個人情報の非公開の部分があるので、ここでは示せないということだろうと思うのですが、各学校ではそのことを十分周知されていると考えていいのでしょうか。

(桑宮総務課長)

まず、ポリシーの改正にあたっては細部も含めまして学校の代表の先生方から参加をいただいて、一緒に作成してきたものであります。今後、委員が言われるように、各学校への周知徹底が課題となっております。先ほど申し上げたようにセキュリティマニュアルの配布、それから、研修動画等の作成を通じまして徹底を図ってまいります。パソコンの台数が増えるということは、それだけセキュリティに関するインシデントの発生のリスクも多くなるということになりますので、セキュリティポリシーのきちんとした理解を深めていくよう努力してまいります。

（小松委員）

これは長崎県だけではなく、各県ともこういうものを持っているわけですね。

（桑宮総務課長）

調査はしておりませんが、各県でも同様の対応をしていると思います。

（小松委員）

少し心配なのが、情報資産とか申請手続きというのは、曖昧な言葉で、どこまでを情報資産とするかですね。申請手続きをどこまで行うかは恐らく色々な人の考えでまた変わってくるかと思しますので、各県との比較をしながらやっていければと思います。

（平田教育長）

ほかにございませんか。

----- な し -----

（平田教育長）

御質問がなければ、続いて報告事項（２）について、説明をお願いいたします。

（松山県立学校改革推進室長）

報告事項（２）、スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーの策定について、御説明いたします。冊子１の１１ページを御覧ください。

１．目的に記載のとおり、学校教育法施行規則の一部が改正され、各高校では入口から出口までの教育活動の指針を定め、公表することが規定されました。また、中央教育審議会答申や文部科学省通知において、設置者は、その前提として各高校の存在意義や社会的役割等を再定義することが望ましいとされたことを受け、令和４年度中にその作業を進めることとしております。２．内容にスクール・ミッション及びスクール・ポリシーの方向性を示しておりますが、スクール・ミッションは、学校教育目標等を分かりやすく再定義して在籍する生徒はもとより、学校に関わる全ての方々や団体等に対して学校の社会的役割や教育理念を示すこととしております。また、スクール・ポリシーは、高校教育の入口から出口までの３つの方針を定め、教育活動を

質 疑	<p>一貫した体系的なものに再構成し、教育活動の継続性を担保することとしております。</p> <p>最後に再定義及び策定の時期ですが、スクール・ミッションの再定義は、令和5年1月を目途に、スクール・ポリシーの策定・公表は、令和4年6月を予定しております。12ページに具体的なスケジュールを載せております。報告は以上です。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>私は、普通科の場合が非常に心配です。この普通科を特色化、魅力化するためにはこのスクール・ミッションやスクール・ポリシーの作成というのは大変有効だと思うのですよね。ただ、今のような普通科の現状であるならば、みんな同じようなスクール・ポリシー、スクール・ミッションになってしまうのではないかという疑問があります。そこはどうですか。</p> <p>(松山県立学校改革推進室長)</p> <p>廣田委員御心配の件につきましては、まず、スクール・ミッションにつきましては、次の3点を盛り込むこととしております。</p> <p>まず、社会的役割、どのような生徒を育成するか。2点目が教育理念、どのような教育を目指すのか。3点目に、今後の方向性として各学校が持つ特色、魅力または強み。例えば、独自の教育とか、そういった具体的なものを3番目に盛り込みたいと思っております。特に社会的役割でありますとか、教育理念につきましては、学校が位置する地域の実情等をしっかり踏まえて整理するようにしておりますし、加えて、先ほど申しました今後の方向性を示すこととしておりますので、均一の表現にならないのかなと思っております。スクール・ポリシーにつきましても、このスクール・ミッションを踏まえて各学校で策定をすることにしておりますので、各学校それぞれ特色ある取り組みとか独自の教育とか、そういったものを具体的に盛り込むことで、一定、均一にはならないと思っております。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>言われることはよくわかるのですが、特に普通科の場合にですね、今のままだと同じようなものが出てくるのではないかなと思うのですよね。内外教育で、群馬県と栃木県は、STEM教育に特化して、各</p>
-----	--

学校の普通科に予算を付けて、特色を出そうと。STEM教育というのは、サイエンス、テクノロジーとか工学、数学の4つを複合させて多様化した制度を作っていこうということなのだろうと思いますが、長崎県も各学校独自にやりなさいと言ってもなかなかできないので、予算を付けてでもやる。どこかの県だったか、講師派遣等で800万円の予算でした。そういう制度を作って、普通科に特色を持たせていかないとポリシーとかミッションはなかなかできていけないと思うのです。工業とか農業は出てくると思います。その辺はどうですか。

(松山県立学校改革推進室長)

財源的なものもございまして、なかなか難しいところであるわけですが、各学校ですね、こういったスクール・ミッション、スクール・ポリシーを作るうえで、自分の学校の強みや特色を改めて見直していただいて、それを尖らすものについては尖らせていただいて、廣田委員がおっしゃられるように普通科はなかなか見えづらいところがございますので、5月26日に学校から原案をいただくようにしているのですが、その後、2カ月くらいかけて、整理をしていきたいと思えます。その中で、均一にならないようにしっかり整理をさせていただきたいと思えます。そして、秋頃には、地域、自治体含めて意見をいただこうと思っておりますので、プロセスを経ながら均一にならないように整理をしていきたいと思っております。

(廣田委員)

生徒がどんどん減っていつているので、特に私学は生徒数を集めるのにもものすごく苦勞されていて、色々なことを考えて、普通科の中にコースを作ったりして、ある程度定員を確保しようと、中学校に何回も出て行ったりして、地道な努力をしているという話を聞いたりしているので、普通科の高校もそういう努力を、私学が努力していることを頭に入れて、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを作っていくと益々、公立高校の普通科は駄目になっていく感じがします。それから、今度の6月の予算では特色を持たせる予算措置は何かありましたか。もしなかったら、次の年度でもいいから、予算措置をしてでも、講師派遣をしながら、働きかけをしていったほうがいいのではないのでしょうか。

(松山県立学校改革推進室長)

おっしゃられるとおり、なかなか県立の方も募集定員を満たしていない学校が増えてきております。このスクール・ミッションやポリシ

一というのも、しっかり分かりやすい内容で、関係するみなさん、在校生もそうなのですが、中学生や保護者、地域の方々に示したうえで、生徒数を増やしていきたいと思っております。

(小松委員)

企業においても、このミッションをどう作るかで悩むのです。時代の変革もあるし、地域の問題もあるし、お客様の要望も変わってくる。そういうものをまとめて、世間にもわかりやすく、社員にもわかりやすく、どういう制定をするかによって、採用活動にも影響が出てくる。廣田委員言われましたけれども、リーダーをつくっていただいて、その人たちが満遍なく見て、きちんと作成されているかを指導された方がいいのではないかと思います。スクール・ミッションができれば、後は、ポリシーは沿ってできるし、特色あるものを学校が作ればいいのですから、是非とも、これから作るのは大変でしょうけれども、頑張ってくださいと思います。

(黒田委員)

従来、このスクール・ミッションは、あったのですよね。どういうかたちで各学校であったのですか。

(松山県立学校改革推進室長)

これまでは、高校においては、教育目標という学校要覧のなかで位置づけて、各学校の教員間では共有がされていましたが、それがなかなか学校外または在校生にわかりづらかった状況でした。ですので、今回は学校内外問わず、広める作業を約1年間かけて練ったうえで、公表させていただいて、周知を図っていこうと思っております。

(黒田委員)

非常にそれが大事だと思いますね。存在する地域社会をいかに巻き込むかということ、ミッションということは、社会的な責任まで出てくるわけですから。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

----- な し -----

(平田教育長)

<p>協議（秘密会） 議題（秘密会） 報告（秘密会）</p>	<p>特にないようであれば、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退室をお願いいたします。</p> <p>（別紙議事録） （別紙議事録） （別紙議事録）</p> <p>午後4時26分、本日の会議を終了</p>
--	--